

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 行政経営企画室

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>指定管理の状況</p>	<p>(32) 選定委員が公平な評価を行っているか疑念を抱かれないように(指摘1)</p> <p>指定管理者選定委員のなかに、応募者である(公財)体育協会の理事でもある滋賀県教育長の部下が含まれている。これでは、選定委員が公平な評価を行っているかどうか、県民から疑念を抱かれる可能性がある。</p> <p>実質的に公平な評価が行われていることは当然としても、それに対して県民の疑いを招かないような選定委員の構成としなければならない。具体的には、選定委員のうち滋賀県職員の人数を条例上最低限の1名に抑えることが考えられる。これについては現に1名となっているところである。</p> <p>ただし、条例上は選定委員に滋賀県職員が入ることとされているが、他府県においては1名も入らないという例もある。今の運用で透明性確保が十分であるかどうか検討を願いたい。</p>	<p>指定管理者選定委員会については、平成18年度の制度導入以降、各施設の特性や業務内容に応じた専門知識を持つ外部委員に加えて、指定管理施設の安定的な管理運営を確保する観点から、当該施設の状況を熟知する県職員も委員として運営を行ってきました。</p> <p>平成23年度には従来2人以上としていた外部委員の人数を過半数に改めたことにより、平成27年度に設置した選定委員会では、すべての委員会において県職員は1名となっています。</p> <p>しかしながら、他府県では、外部委員のみで選定委員会を構成しているところが年々増加しており、現在半数近くの府県でそうした取扱いとされていることから、本県においても、より透明性を高める観点から、選定委員会の委員構成を外部委員のみとする方向で検討します。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
その他	<p>(70) 指定管理制度で実施する事業の評価について (意見38)</p> <p>滋賀県が行う事業について評価を行う場合には、指定管理者が管理する施設についても事業全体としてのコストを把握し、事業の実態を適切に評価することが望まれる。</p>	<p>指定管理者の募集における指定管理料の参考額の積算に当たっては、これまでから過年度の収入および支出の状況を把握したうえで、コスト面での精査・検討を行っています。</p> <p>また、毎年度、県が実施するモニタリングの中で、指定管理者が行う事業の実施状況や管理運営の実態について確認し、必要な改善を図ることにより、県民サービス向上にも努めてきたところです。</p> <p>今後とも、指定管理者制度の目的である県民サービス向上および経費削減の効果が一層発揮されるよう、モニタリングの充実を図り、事業の実施状況のより適切な把握・評価に努めてまいります。</p>

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 財政課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>固定資産管理の状況</p>	<p>(46) 目的外使用における使用料等の未収リスクへの対応について(指摘23)</p> <p>施設の目的外利用の契約をする際には、使用料や原状回復費用が未収となるリスクに対応するため、新しく許可する場合(更新を除く)には、営業保証金を徴収する方法を含めて検討していく必要がある。</p>	<p>行政財産の目的外使用許可に伴う使用料については、滋賀県行政財産使用料条例に基づき徴収しています。公の施設の食堂・レストラン等営業行為を前提とした使用許可における使用料の未収リスクについては、前納の徹底により回避できると考えています。</p> <p>今後新規に許可する場合には、使用料等の未収リスクが発生しないよう、引き続き業者選定や原状変更の承認を慎重に行うとともに、保証金の徴収の可能性についても検討します。</p>